

第6章 職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の2の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員（本章第1節において「警察職員等」という。）を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

職員団体制度の周知徹底を図るため、例年、全国6か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催してきているが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、説明会の実施に代えて、音声解説付きの制度説明資料の作成、配布を行った。

第1節 管理職員等の範囲

国公法第108条の2の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17-0（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。令和2年度は3回の改正を行った。

令和2年度末における管理職員等の総数は38,298人であり、定員（警察職員等を除く。）237,758人に対する割合は16.1%であった（資料6-1）。

第2節 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の3及び規則17-1（職員団体の登録）の規定に基づく令和2年度の新規登録は8件であり、登録の抹消は19件であった。この結果、令和2年度末における登録職員団体の総数は1,293団体となり、職員団体加入人員（以下「加入人員」という。）は73,080人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた加入人員は72,721人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は1,030件であった（資料6-2）。

第3節 職員団体のための職員の行為

① 在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の6）。その最長期間につい

ては、国公法附則第18条により、当分の間、7年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により7年と定められている（規則17-2（職員団体のための職員の行為）第8条）。

令和2年末における在籍専従者数は84人であった（資料6-3）。

② 短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、所轄庁の長の許可を受けて、1日又は1時間を単位として年間30日の範囲内でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17-2第6条）。令和2年中の短期従事者数は168人で、その総従事期間は791日6時間であった（資料6-4）。

第4節 職員団体等の法人格

① 登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができることとされている。令和2年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は154団体となっている（資料6-5）。

② 認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより法人格が付与されることとされている（法人格法及び規則17-3（職員団体等の規約の認証））。令和2年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は5団体となっている。

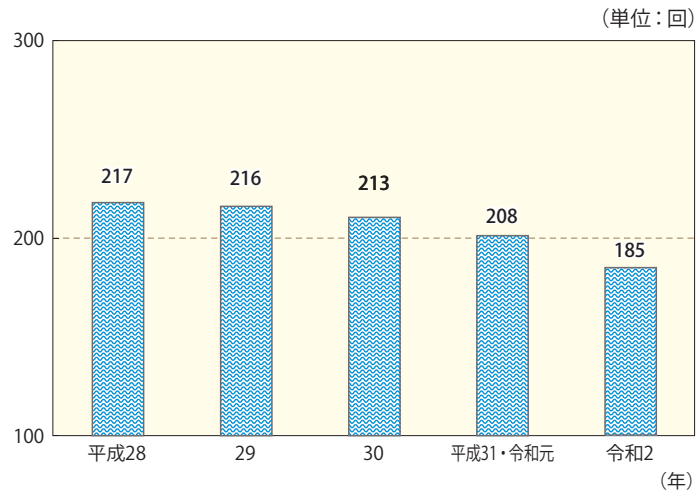
第5節 職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体等と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

令和2年の職員団体等との会見回数は、本院において73回、地方事務局（所）において112回の合計185回であった。その内容は、春闘統一要求・人勧要求関係が93回（50.3%）と最も多く、次いで級別定数の改定関係が86回（46.5%）、男女共同参画関係が4回（2.2%）などとなっている。

令和2年の会見回数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、職員団体において人事院に対する会見実施要請を見合わせたものがあったことなどにより、前年と比べ23回（11.1%）の減少となった（図6）。

図6 職員団体等との会見回数



第6章 補足資料

資料6-1 管理職員等の状況（令和3年3月31日現在）

区分 府省名	定員 (A)	管理職員等 (B)	割合 (B/A)
	人	人	%
内閣府	7,795	1,430	18.3
復興庁	215	85	39.5
総務省	4,794	903	18.8
法務省	33,211	6,665	20.1
外務省	6,182	583	9.4
財務省	72,416	10,611	14.7
文部科学省	2,149	429	20.0
厚生労働省	33,096	3,924	11.9
農林水産省	20,469	3,381	16.5
経済産業省	7,979	1,267	15.9
国土交通省	44,350	8,327	18.8
環境省	3,200	364	11.4
防衛省	26	4	15.4
人事院	628	156	24.8
会計検査院	1,248	169	13.5
計	237,758	38,298	16.1

(注) 「定員」は、令和2年度末の給与法適用職員（警察職員等を除く。）の定員に検察官の定員を加えたものである。

資料6-2 職員団体の登録状況（令和3年3月31日現在）

府省名	登録職員団体数				在職者数 (A) 人	加入 人員数 (B) 人	職員団体 加入率 (B/A) %	令和2年度登録件数		
	連合体 団体	単一体 団体	支部等 団体	計 団体				新規登録 団体	変更登録 団体	登録の抹消 団体
内閣府		1	1	2	6,078	155	2.6		2	
復興庁					117					
総務省		3	19	22	3,693	1,361	36.9		7	
法務省		1	30	31	24,492	3,944	16.1		18	
外務省					5,481					
財務省	20	17	679	716	59,870	27,886	46.6	5	604	3
文部科学省					1,683					
厚生労働省	7	6	52	65	27,629	16,976	61.4		56	
農林水産省		2	197	199	16,077	10,738	66.8		219	
経済産業省		2	1	3	6,390	635	9.9		2	
国土交通省		3 1	225 9	228 10	34,594 5,910	10,566 359	30.5 6.1	3	104 5	16
環境省		1		1	2,515	8	0.3			
防衛省					19					
人事院		1		1	437	21	4.8		1	
会計検査院		1		1	975	431	44.2		1	
その他	7	3	4	14					11	
計	34	42	1,217	1,293	190,050	72,721	38.3	8	1,030	19
令和元年度計	35	42	1,227	1,304	189,621	76,281	40.2	9	1,008	49

- (注) 1 「国土交通省」の下欄は、管理職員等で組織する職員団体に係るものであり、その「在職者数」は、当該職員団体に加入し得る職員の総数である。
 2 「在職者数」は、令和2年7月1日現在の「一般職国家公務員在職状況統計表」（内閣官房内閣人事局調べ）における常勤職員数に検察官の数を加え、警察職員等及び管理職員等の数を除いたものである。
 3 「加入人員数」は、登録職員団体の加入人員を合計したもの（同一人の重複を除く。）である。
 4 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるもの（国公関連労働組合連合会非現業国家公務員部会、日本国家公務員労働組合連合会行政職部会、沖縄非現業国家公務員労働組合等）であり、その「加入人員数」は、それぞれの該当府省の加入人員数に含まれている。
 5 「計」欄のうち、「在職者数」、「加入人員数」及び「職員団体加入率」は、管理職員等で組織する職員団体に係るものを除いたものであり、登録職員団体のない府省（復興庁、外務省、文部科学省及び防衛省）を除いた「在職者数」は182,750人、「職員団体加入率」は39.8%である（令和元年度計の同「在職者数」は182,342人、「職員団体加入率」は41.8%である。）。

資料6-3 在籍専従状況（令和2年12月31日現在）

(単位：人)

府省名	区分	登録職員団体加入人員数	在籍専従者数
総務省		1,230	4
法務省		3,826	4
財務省		6,758	7
国税庁		20,773	33
厚生労働省		15,540	11
農林水産省		7,372	6
林野庁		3,335	8
国土交通省		10,219	11
計		69,053	84

- (注) 1 「登録職員団体加入人員数」は、在籍専従者を置く職員団体のみの加入人員数である。
 2 在籍専従者のいない府省は省略した。ただし、気象庁は国土交通省に含めた。

資料6-4 短期従事状況（令和2年）

府省名	区分	短期従事者数 人	延べ従事期間	
			日	時間
法務省		2	7	1
財務省		28	57	7
国税庁		20	95	5
厚生労働省		35	175	4
農林水産省		26	91	1
林野庁		48	310	1
国土交通省		9	54	4
計		168	791	6

(注) 1 「延べ従事期間」は、短期従事者ごとの1年間（令和2年1月1日から12月31日まで）の短期従事の従事期間を合算したものであり、時間単位の期間については、7時間45分をもって1日に換算した。
 2 短期従事者のいない府省は省略した。

資料6-5 法人である登録職員団体数（令和3年3月31日現在）

(単位：団体)

府省名	区分	連合体		単一体		支部等		計	
内閣府				(1)	1	(1)	1	(2)	
総務省				2	(3)	5	(19)	7	(22)
法務省				1	(1)	21	(30)	22	(31)
財務省		2	(20)	16	(17)	71	(679)	89	(716)
厚生労働省			(7)	3	(6)	4	(52)	7	(65)
農林水産省				1	(2)		(197)	1	(199)
経済産業省				1	(2)		(1)	1	(3)
国土交通省				4	(4)	15	(234)	19	(238)
環境省					(1)				(1)
人事院				1	(1)			1	(1)
会計検査院				1	(1)			1	(1)
その他		4	(7)	1	(3)		(4)	5	(14)
計		6	(34)	31	(42)	117	(1,217)	154	(1,293)
法人の割合		17.6%		73.8%		9.6%		11.9%	

(注) 1 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるものである。
 2 ()内は、登録職員団体数を示す。
 3 「法人の割合」は、区分ごとの登録職員団体数に占める法人格を付与されている登録職員団体数の割合である。